

○旭川市行財政改革推進委員会条例

平成29年3月24日条例第12号

旭川市行財政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 行財政改革の推進に関する事項について調査審議するため、旭川市行財政改革推進委員会
(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 市長が適當と認めた者

(3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であつて、市長が行う公募に応じたもの

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。